

平成 29 年度

定期監査（第 1 次）結果報告書

平成 29 年 6 月 28 日

北見市監査委員

平成 29 年度定期監査（第 1 次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成29年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

総務部	市史編さん主幹、工事検査主幹
市民環境部	相内支所、上常呂出張所、仁頃出張所、東相内出張所
子ども未来部	子ども支援課、青少年課、 アジア国際子ども映画祭担当主幹
都市建設部	道路管理課（総務課）
会計管理者	会計課
学校教育部	常呂学校給食センター、留辺蘂学校給食センター
社会教育部	文化財課（北網圏北見文化センター）

2 監査の期間

平成29年4月21日(金)から平成29年6月26日(月)まで

3 監査の主眼及び方法

平成28年10月から平成29年3月までにおける財務に関する事務事業について、北見市財務規則等に基づき事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事及び業務委託等に係る契約事務並びに物品等の管理・保管及び諸帳簿等の整備状況を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

(1) 予算執行関係について

収入・支出伝票処理において、起票日の誤り、摘要欄の記載誤り等がみられた。

(2) 契約事務について

起工決定書の記載誤り、賃貸契約における予定価格の設定漏れ、契約約款や関係書類の精査不足等がみられた。

(3) 時間外勤務命令及び週休日の振替等について

週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命じているもの、8週間を超えて振替命令を行っているもの等がみられた。

5 意見

今回の監査を通して、システム化された定型的な事務処理については、ミスが減少し、事務改善の成果が見られる一方で、定型的でない一部事務において誤りが散見され、趣旨等の理解が求められる事務への対応に課題を残している。

特に、週休日の勤務命令等については、引き続き管理職研修などを通じ制度趣旨の徹底をはかられたい。

また、時間外等勤務命令については、本年度から表計算ソフトを用いた処理を導入し、従来からの課題の改善に取り組んでいるが、事務のシステム化が実効性のあるものになるよう、引き続きシステム運用に伴う新たな課題の把握に努め、その見直しに対しても積極的に取り組まれたい。

監査の結果に基づき講じた措置（平成 30 年 3 月 19 日公表）

次のとおり市長等から、平成 29 年度定期監査（第 1 次）結果に基づく措置の通知がありました。

平成 29 年度定期監査(第 1 次)結果の内容	市長等が講じた措置
<p>(1) 予算執行関係について 収入・支出伝票処理において、起票日の誤り、摘要欄の記載誤り等がみられた。</p> <p>(2) 契約事務について 起工決定書の記載誤り、賃貸契約における予定価格の設定漏れ、契約約款や関係書類の精査不足等がみられた。</p> <p>(3) 時間外勤務命令及び週休日の振替等について 週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命じているもの、8 週間を超えて振替命令を行っているもの等がみられた。</p>	<p>【市長】 平成 29 年 7 月 3 日開催の定例部長会議において、平成 29 年度第 1 次定期監査結果について報告し、適正な事務処理を行うよう周知しました。 今後も、関係課と連携の上、経理事務担当者説明会等を通じて事務の徹底を図ってまいります。</p> <p>【市長】 契約事務の取扱いについては、法令及び北見市財務規則等に基づく適切な処理が求められることから、これまでも経理事務担当者説明会等を通じて周知を行っております。 今後も、より適正な事務処理に向けて、経理事務担当者説明会等を通じて事務の徹底を図ってまいります。</p> <p>【教育長】 契約事務は法的権利義務が発生する根幹となるものであり、齟齬、誤記載等を起こさないよう、今後は、条例、規則等を十分に確認し、適正な事務の取扱いに努めてまいります。</p> <p>【市長】 平成 29 年度より時間外勤務命令及び週休日の振替等について、運用の適正化、勤務時間の集計の効率化及び誤集計の防止を目的</p>

として運用を改め、電子的な方法により集計及び報告を行うこととし、時間外勤務命令等について職員課において審査を行うこととしました。

今後も、週休日の振替等については、管理職研修等を通じて事務の徹底を図ってまいります。

【教育長】

週休日の勤務命令については、職員の健康管理を図る重要な取扱であることを踏まえ、今後は「北見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等規程を再確認し、適正な事務処理を徹底してまいります。